

機関名	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合
任命権者	一部事務組合長 辻 一幸
計画期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合における障害者雇用に関する課題	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合においては、現在法定雇用率は達成されている。その為障害者の募集採用は行っていないが、障害者である職員の活躍のためには働く環境・勤務体制などの取り組みをし、積極的な採用活動を行っていきたい。
目標	
① 採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
② 定着に関する目標	現在、法定雇用率は達成されていて在職している職員も長期在職している為、特になし。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として看護部長・有泉純子を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員掲示板等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
4.その他	<p>○特になし。</p>